

議案第 22 号

小城市立小中学校夏季休業期間中の学校閉庁日の
期間の変更について

このことについて別紙のとおり提出する。

令和 3 年 1 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、教職員の夏季休暇が 3 日間から 5 日間と変更になったことに伴い、現在実施をしている夏季休業期間中の学校閉庁日の期間を変更するものである。

これが、本議案を提出する理由である

小城市立小中学校 夏季休業中の「学校閉庁日」の設定について

1. 設定の主旨

- 教職員の負担軽減や働き方の見直し等の観点から、休暇等の取得促進による健康増進を図る。
- 学校施設の夏季の省エネルギー対策を推進する。
- 児童生徒のリフレッシュとともに、家庭でのふれあいや地域活動への参加促進を図る。

2. 学校閉庁期間（※教職員が勤務しない期間）

8月11日から17日の7日間（土日の場合も含む）とし、小城市立小中学校統一して実施する。

3. 実施年度

2018年度	8月13日～8月15日	3日間	試行
2019年度	8月13日～8月15日	3日間	試行
2020年度	8月13日～8月15日	3日間	本格実施
2021年度～	<u>8月11日～8月17日</u>	7日間	本格実施

4. 学校閉庁期間中の課題とその対応

（1）周知

- ・保護者…保護者宛の文書または学校だより等を活用し周知する。
- ・市民等…市報、ホームページ等で周知する。
- ・教職員…管理職から職員会議等で説明し、共通理解を図り協力を依頼する。

（2）転入時対応

教育委員会教育総務課学事係より保護者等へ説明を行い、後日各学校での手続きをお願いする。

（3）部活動

原則禁止とする。

（4）学校施設開放

極力学校施設を使用しないように、利用者の理解を求める。

（5）期間中の勤務

県費（本務者・臨時採用）、市費正規職員は、夏季休暇または年次有給休暇対応とする。